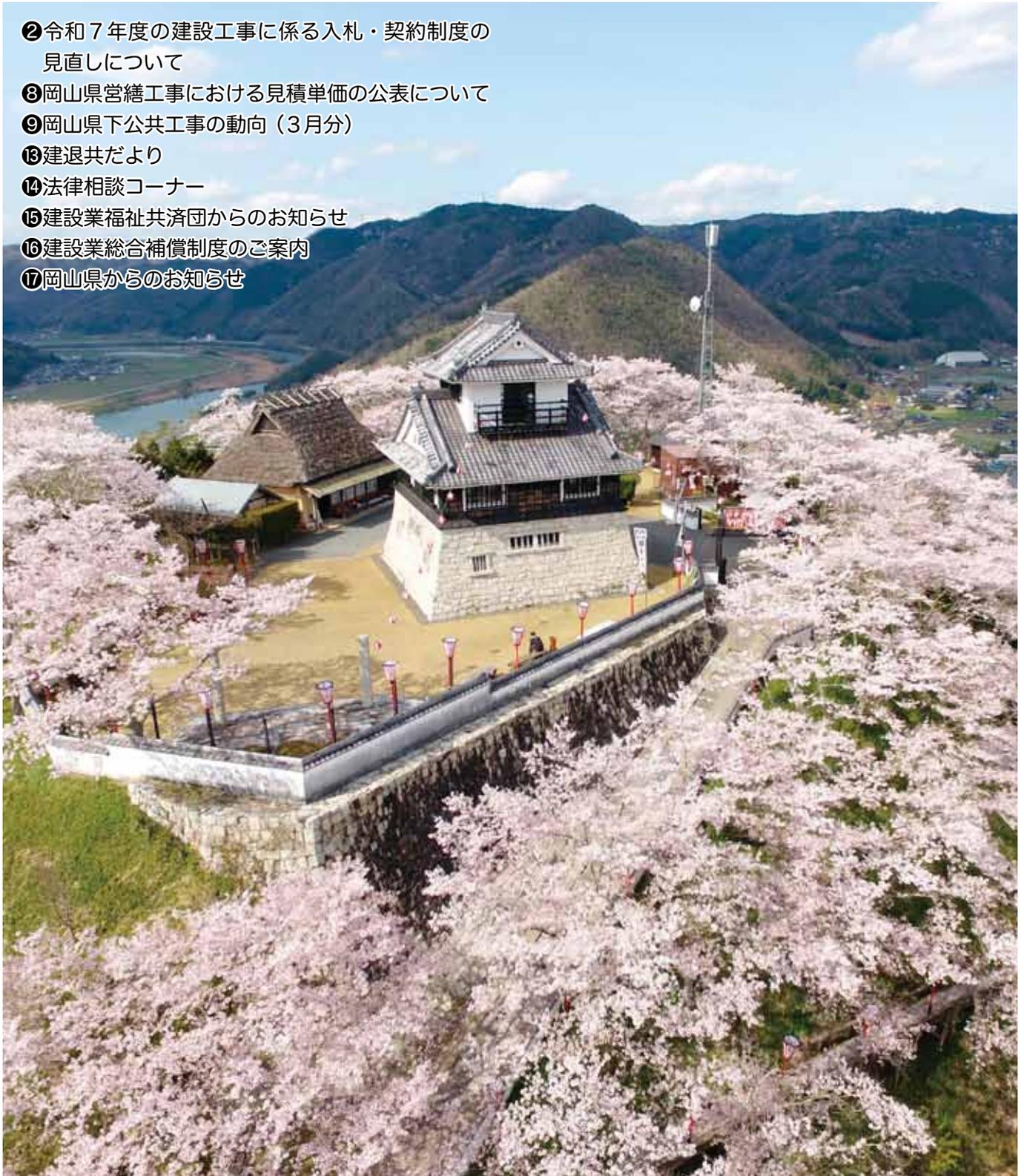


Okakenkyo News Letter

2025
4月
860号

岡山県建設業協会 **会報**

- ②令和7年度の建設工事に係る入札・契約制度の見直しについて
- ⑧岡山県営繕工事における見積単価の公表について
- ⑨岡山県下公共工事の動向（3月分）
- ⑬建退共だより
- ⑭法律相談コーナー
- ⑮建設業福祉共済団からのお知らせ
- ⑯建設業総合補償制度のご案内
- ⑰岡山県からのお知らせ



吉井城山公園[赤磐市](提供：岡山県観光連盟)

令和7年度の建設工事に係る入札・ 契約制度の見直しについて

岡山県土木部

岡山県の建設工事に係る入札・契約制度について、次のとおり見直しを行い、令和7年度から実施しますので、お知らせします。

I 情報通信機器の活用等を行った場合の技術者の兼務制度 (令和7年4月から)

1 主任技術者又は監理技術者の兼務制度

主任技術者又は監理技術者について、令和7年4月から、次の要件を全て満たす場合は2件まで専任を要する工事を兼務できることとします。

	兼務要件
兼務可能件数	2件
請負金額	各建設工事の請負金額が、1億円未満（建築一式の場合は2億円未満）であること。
工事現場間の距離	建設工事の工事現場間の距離が、1日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ、当該工事現場と他の工事現場との間の移動時間がおおむね2時間以内であること。
下請次数	3以下であること。
連絡員の配置	主任技術者又は監理技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための者（当該建設工事が土木一式工事又は建築一式工事である場合は、当該工事に関する実務の経験を1年以上有する者に限る。）をそれぞれの建設工事に配置していること。
施工体制を確認する情報通信技術の措置	CCUS等のシステムにより現場作業員の入退場が遠隔から確認できること。
人員の配置を示す計画書の作成、保存等	建設業法施行規則第17条の2第1項第5号に規定する計画書を工事現場ごとに備え置き、一定期間営業所で保存していること。
現場状況の確認のための情報通信機器の設置	当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ、当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。

2 営業所の専任技術者の工事の技術者との兼務制度

営業所の専任技術者について、令和7年4月から当該営業所において契約を締結する工事であって、所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係がある場合には、1の要件（兼務可能件数の部分を除く。）を全て満たすときには専任を要する工事の技術者との兼務を1件に限り認めます。

この場合、1の兼務要件のうち、工事現場間の距離については「当該工事現場と他の工事現場との間」とあるのは「当該営業所と工事現場との間」と、連絡員の配置については「それぞれの建設工事」とあるのは「営業所と建設工事にそれぞれ」と、人員の配置を示す計画書の作成、保存等については「建設業法施行規則第17条の2第1項第5号」とあるのは「建設業法施行規則第17条の5第1項第5号」と読み替えて要件を満たす必要があります。

また、上記の兼務要件を満たす場合には、営業所のある県民局管内（所管する地域事務所管内を除く。）又は地域事務所管内の外に工事現場がある非専任の工事の技術者との兼務も1件に限り認めます。

なお、営業所の専任技術者が当該営業所と同一の県民局（所管する地域事務所管内を除く。）又は同一の地域事務所管内に工事現場がある非専任の工事の主任技術者との兼務の取扱いに変更はありません。

II 専任の主任技術者の兼務緩和（令和7年4月から）

県発注工事における専任の主任技術者の兼務について、通常工事同士でも次の要件を満たす場合に兼務を認めることとします。なお、災害特例における専任の主任技術者の兼務要件については、変更ありません。また、この制度は、監理技術者は対象となりません。

	兼務要件
兼務可能件数	2件
対象工事	工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、 かつ、 工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所にある工事

Ⅲ 現場代理人の兼務緩和（令和7年4月から）

県発注工事における現場代理人の兼務について、令和7年4月から、合計金額要件を撤廃し、兼務する工事1件ごとの請負金額（建築一式工事は請負金額の2分の1）が4,500万円未満の場合に兼務を認めます。

なお、その他の要件については、変更ありません。

兼務要件	新	旧
兼務可能件数	3件以内であること。	
請負金額	兼務する工事1件ごとの請負金額（建築一式工事は請負金額の2分の1の額）が4,500万円未満であること	当初請負金額（建築一式工事は当初請負金額の2分の1の額）の合計が、4,000万円未満であること。
従事可能地域	それぞれの工事現場が同一の県民局管内（所管する地域事務所の管内を除く。）又は同一の地域事務所管内であること。 例1：従事中の工事が、備前県民局（岡山市）管内の場合、東備地域事務所の管内を除く備前県民局の管内で兼務可能 例2：従事中の工事が、東備地域事務所（和気町）管内の場合、東備地域事務所の管内で兼務可能	
その他	<ul style="list-style-type: none">・ 監督員と常時連絡可能な体制を確保し、速やかに工事現場に向かう等適切な対応ができること。・ 兼務するいずれかの工事現場で業務に従事できること。	

Ⅳ 総合評価落札方式の見直し（令和7年6月から）

令和7年6月1日以降に入札公告するものから、地域貢献・企業の体制・担い手確保の項目として、若手技術者又は女性技術者の雇用、週休2日（4週8休）を達成した工事実績及びICT活用工事の実績を評価項目に加え、評価基準の一部を見直したうえで、評価項目の一部を選択制とします。

評価項目や評価基準などの詳細は、別添「総合評価落札方式 評価項目・落札者決定基準（例）」を参照してください。

また、入札に当たっては、入札公告（個別公告）をご確認ください。

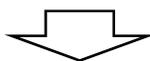
なお、新たな技術資料の様式等は、後日、ホームページによりお知らせします。

1 選択項目の概要

企業の体制と地域貢献の項目を統合し、ISO認定取得の評価項目からISO14001の認定取得を分離します。また、「ISO14001の認定取得の有無」、「障害者の雇用の有無」に、「若手技術者又は女性技術者の雇用の有無」、「週休2日（4週8休）を達成した工事実績の有無」及び「ICT活用工事の実績の有無」を加え、これらの5項目を選択項目とし、入札者が自身の取組内容に応じて、最大2項目を選択することができることとします。

【現行】

	評価項目	得点
③企業の体制	ISO9001又はISO14001の認定取得の有無	/2.0
	小計	/2.0
④地域貢献	主たる営業所の所在地	/2.0
	防災協定の締結の有無	/3.0
	障害者の雇用の有無	/1.0
	近隣地域での施工実績の有無	/2.0
	小計	/8.0



【変更後】

	評価項目	得点	
③企業の体制・ 地域貢献・ 担い手確保	ISO9001の認定取得の有無	/1.0	
	主たる営業所の所在地	/2.0	
	防災協定の締結の有無	/3.0	
	近隣地域での施工実績の有無	/2.0	
	（最大2項目を選択）	ア ISO14001の認定取得の有無	/1.0
		イ 障害者の雇用の有無	/1.0
		ウ 若手技術者又は女性技術者の雇用の有無	/1.0
		エ 週休2日（4週8休）を達成した工事実績の有無	/1.0
		オ ICT活用工事の実績の有無	/1.0
		小計	/10.0

2 追加項目の評価基準及び配点

追加した評価項目の評価基準及び配点は次のとおりとします。

評価項目	評価基準	配点
若手技術者又は女性技術者の雇用の有無	40歳未満の技術者又は女性技術者(※1)を2人以上雇用	1.0
	40歳未満の技術者又は女性技術者(※1)を1人雇用	0.5
	上記のいずれにも該当しない。	0.0
岡山県が発注した工事のうち、令和〇年4月1日から令和〇年3月31日<過去1年間>までの間に完成させ、週休2日(4週8休)を達成した工事実績(岡山県が週休2日(4週8休)の達成を証する証明書を交付したものに限り)の有無	週休2日(4週8休)を達成した工事実績が2件以上あり	1.0
	週休2日(4週8休)を達成した工事実績が1件あり	0.5
	上記のいずれにも該当しない。	0.0
岡山県が発注した土木一式工事のうち、令和〇年4月1日から令和〇年3月31日<過去2年間>までの間に完成させた、ICT活用工事の実績(岡山県がICT活用工事の履行を証する証明書を交付したものに限り)の有無(※2)	ICT活用工事(Light ICTは除く。)の実績が1件以上あり	1.0
	ICT活用工事(Light ICTに限る。)の実績が1件以上あり	0.5
	上記のいずれにも該当しない。	0.0

※1 女性技術者に年齢制限はありません。

※2 ICT活用工事の実績の有無は、土木一式工事を発注する場合に評価項目とします。

3 障害者の雇用の有無の評価基準の見直し

障害者の雇用の有無の評価基準を見直し、**障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく法定雇用率を達成し、かつ、障害者を入札の公告日の前日までに1年以上継続して雇用している場合に評価することとします。**なお、1人以上の障害者の雇用に義務付けられていない場合は、従来どおり障害者を入札の公告日の前日までに1年以上継続して雇用している場合に評価することとします。

【現行】

評価項目	評価基準	配点
障害者の雇用の有無(個人事業主及び役員が障害者である場合を除く。)	身体障害者、知的障害者又は精神障害者を入札の公告日の前日までに1年以上継続して雇用	1.0
	上記に該当しない。	0.0



【変更後】

評価項目	評価基準	配点
障害者の雇用の有無(個人事業主及び役員が障害者である場合を除く。)	障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく法定雇用率を達成し、かつ、身体障害者、知的障害者又は精神障害者を入札の公告日の前日までに1年以上継続して雇用(障害者雇用を義務付けられていない者にあつては、身体障害者、知的障害者又は精神障害者を入札の公告日の前日までに1年以上継続して雇用)	1.0
	上記に該当しない。	0.0

V 発注標準の見直しの検討

近年の建設資材の高騰や労務単価の上昇を考慮して、入札参加資格の格付に応じた設計金額の見直しについて、令和7年度中に**検討を行う**こととします。

岡山県 技術管理課 ホームページへのアクセス方法

県のホームページ (<https://www.pref.okayama.jp/>) から → 画面右上の [組織で探す] をクリック → [土木部] をクリック → [技術管理課] をクリック

【問合せ先】

土木部技術管理課技術指導班

TEL 086-226-7483

岡山県営繕工事における見積単価の公表について

岡山県土木部都市局建築営繕課

見積徴取により決定した単価について、積算の透明性を確保し、より一層の競争性・公平性に期するため、次のとおり公表します。

1 対象

岡山県建築営繕課が発注する営繕工事

2 公表方法

製造業者等から見積徴取し決定した単価、及びこの単価を用いた複合単価について、見積単価一覧（参考資料）として、発注時に原則公表します。

3 施行時期

令和7年4月1日以降に発注する工事から適用する。

岡山県下公共工事の動向 〈3月分〉

西日本建設業保証(株)岡山支店

I. 単月（令和7年3月）

1. 全般の状況

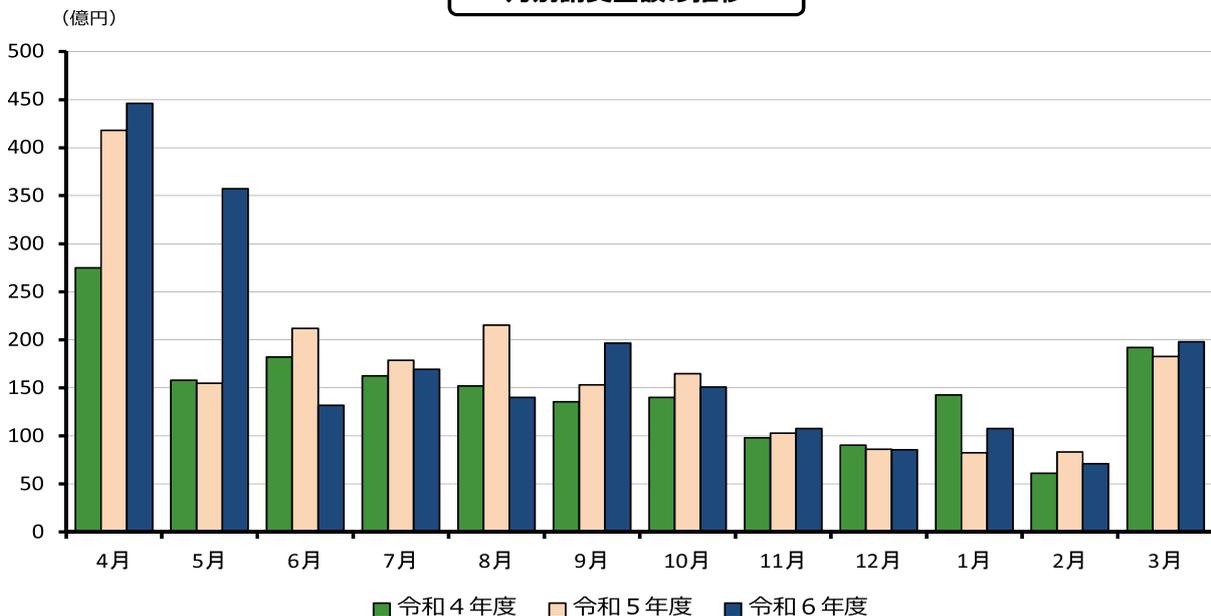
令和7年3月の岡山県の公共工事動向を当社の保証取扱からみると、件数は前年同月比13.7%増（35件増）の290件、請負金額は同8.4%増（15億円増）の197億円となった。

これを発注者別の請負金額で見ると、独立行政法人等で99.7%減となったものの、その他公共的団体で144.3%増、国で36.2%増、市町村で9.0%増、県で1.5%増となった。

（金額単位：百万円）

	件数	請負金額	増減		増減率	
			件数	請負金額	件数	請負金額
発注者別						
国	35	6,369	7	1,693	25.0%	36.2%
独立行政法人等	1	9	▲6	▲3,373	▲85.7%	▲99.7%
岡山県	94	2,002	7	29	8.0%	1.5%
市町村	139	6,999	15	576	12.1%	9.0%
その他公共的団体	21	4,400	12	2,599	133.3%	144.3%
合計	290	19,781	35	1,525	13.7%	8.4%
令和5年度	255	18,255	▲1	▲949	▲0.4%	▲4.9%
令和4年度	256	19,204	8	3,022	3.2%	18.7%
令和3年度	248	16,182	▲4	▲9,409	▲1.6%	▲36.8%
令和2年度	252	25,591	▲14	4,523	▲5.3%	21.5%

月別請負金額の推移



Ⅱ. 累計（令和6年4月～令和7年3月）

1. 全般の状況

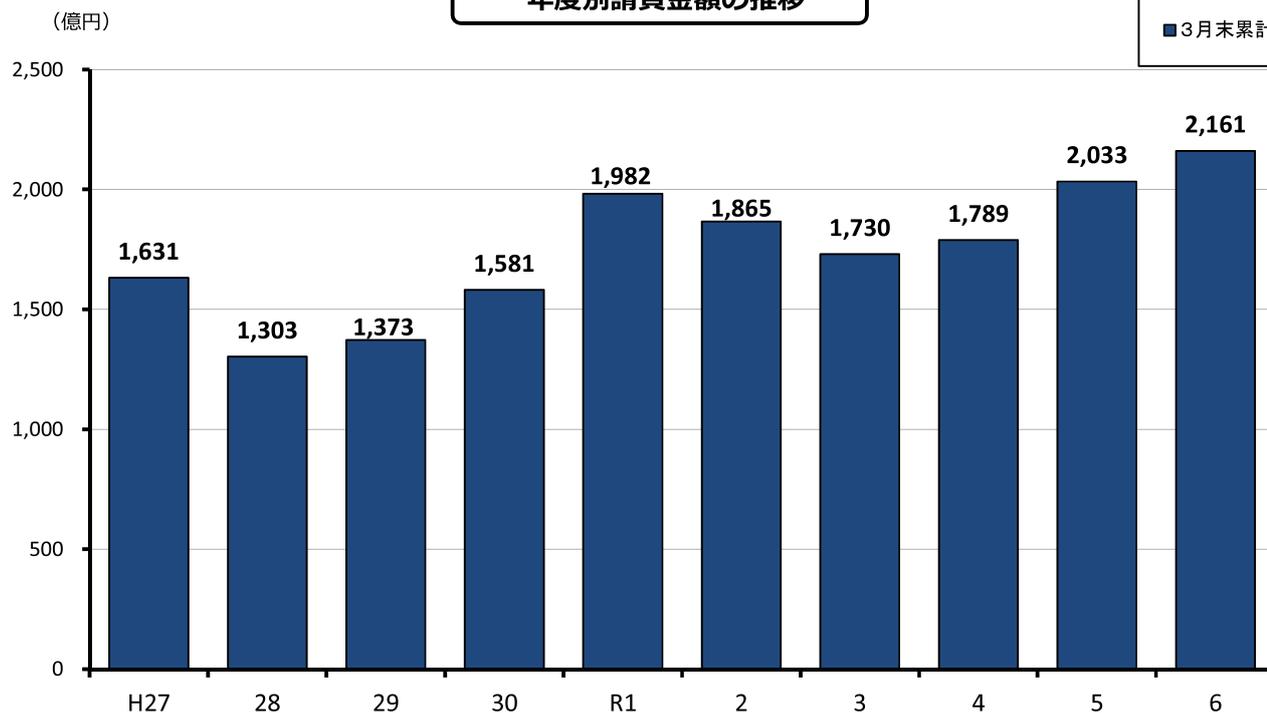
令和6年度（令和6年4月～令和7年3月）の岡山県の公共工事動向を当社の保証取扱からみると、件数は前年同月比0.8%減（32件減）の3,781件、請負金額は同6.3%増（127億円増）の2,161億円となった。

これを発注者別の請負金額でみると、国で16.4%減、県で13.3%減となったものの、その他公共的団体で38.8%増、独立行政法人等で33.4%増、市町村で13.6%増となった。

（金額単位：百万円）

	件数	請負金額	増減		増減率		
			件数	請負金額	件数	請負金額	
発注者別	国	180	25,536	▲7	▲5,006	▲3.7%	▲16.4%
	独立行政法人等	59	19,559	▲4	4,895	▲6.3%	33.4%
	岡山県	1,444	36,110	28	▲5,517	2.0%	▲13.3%
	市町村	2,041	121,247	▲42	14,553	▲2.0%	13.6%
	その他公共的団体	57	13,679	▲7	3,822	▲10.9%	38.8%
合計	3,781	216,132	▲32	12,747	▲0.8%	6.3%	
令和5年度	3,813	203,385	188	24,468	5.2%	13.7%	
令和4年度	3,625	178,917	▲234	5,825	▲6.1%	3.4%	
令和3年度	3,859	173,092	▲131	▲13,414	▲3.3%	▲7.2%	
令和2年度	3,990	186,506	▲731	▲11,725	▲15.5%	▲5.9%	

年度別請負金額の推移



2. 地区別・発注者別請負金額の状況

(金額単位：百万円)

地区	請負金額	増減額	増減率	発注者	請負金額	増減額	増減率
岡山地区	82,046	14,332	21.2%	国	12,435	3,980	47.1%
				独法等	5,335	2,070	63.4%
				岡山県	11,733	▲6,636	▲36.1%
				市町村	48,008	14,608	43.7%
				その他	4,533	310	7.3%
東備地区	10,117	4,306	74.1%	国	600	165	38.0%
				独法等	2,823	2,755	4040.0%
				岡山県	2,411	291	13.7%
				市町村	4,282	1,105	34.8%
				その他	0	▲10	-
倉敷地区	42,154	▲11,844	▲21.9%	国	3,392	▲3,745	▲52.5%
				独法等	9	▲1,078	▲99.1%
				岡山県	5,530	▲1,810	▲24.7%
				市町村	31,039	▲5,005	▲13.9%
				その他	2,181	▲204	▲8.6%
井笠地区	22,915	▲1,977	▲7.9%	国	7,327	▲5,936	▲44.8%
				独法等	1,230	174	16.6%
				岡山県	3,047	76	2.6%
				市町村	6,563	310	5.0%
				その他	4,746	3,396	251.6%
高梁地区	6,317	▲1,989	▲24.0%	国	142	121	565.4%
				独法等	308	▲1,152	▲78.9%
				岡山県	1,261	▲291	▲18.8%
				市町村	4,036	▲359	▲8.2%
				その他	568	▲307	▲35.1%
新見地区	6,114	▲65	▲1.1%	国	197	▲60	▲23.5%
				独法等	730	▲242	▲24.9%
				岡山県	2,041	237	13.2%
				市町村	2,713	▲398	▲12.8%
				その他	431	398	1206.7%
真庭地区	12,420	▲176	▲1.4%	国	36	12	49.5%
				独法等	5,414	▲972	▲15.2%
				岡山県	2,742	577	26.7%
				市町村	3,391	▲547	▲13.9%
				その他	836	753	908.9%
津山地区	21,920	7,561	52.7%	国	1,005	160	18.9%
				独法等	800	435	119.2%
				岡山県	4,520	1,705	60.6%
				市町村	15,212	5,754	60.9%
				その他	381	▲494	▲56.5%
勝英地区	12,125	2,600	27.3%	国	398	295	289.4%
				独法等	2,905	2,905	<
				岡山県	2,821	333	13.4%
				市町村	5,999	▲915	▲13.2%
				その他	0	▲18	-
合計	216,132	12,747	6.3%	国	25,536	▲5,006	▲16.4%
				独法等	19,559	4,895	33.4%
				岡山県	36,110	▲5,517	▲13.3%
				市町村	121,247	14,553	13.6%
				その他	13,679	3,822	38.8%

※各地区は、工事場所により区分しております。

【岡山地区】岡山市、玉野市、瀬戸内市、吉備中央町

【倉敷地区】倉敷市、総社市、早島町

【高梁地区】高梁市

【真庭地区】真庭市、新庄村

【勝英地区】美作市、勝央町、奈義町、西粟倉村

【東備地区】備前市、赤磐市、和気町

【井笠地区】笠岡市、井原市、浅口市、里庄町、矢掛町

【新見地区】新見市

【津山地区】津山市、鏡野町、久米南町、美咲町

3. 資本金階層別の状況

(金額単位：百万円)

資本金	件数	請負金額	増減		増減率	
			件数	請負金額	件数	請負金額
中小計	3,530	119,184	▲10	▲663	▲0.3%	▲0.6%
大手計	172	29,172	▲33	▲5,362	▲16.1%	▲15.5%
共同企業体	79	67,776	11	18,773	16.2%	38.3%
合計	3,781	216,132	▲32	12,747	▲0.8%	6.3%

※「中小」は、資本金3億円未満（個人含）

4. 工種別の状況

(金額単位：百万円)

工種	件数	請負金額	増減		増減率	
			件数	請負金額	件数	請負金額
土木	2,573	98,897	▲35	▲11,090	▲1.3%	▲10.1%
建築	350	72,912	50	23,859	16.7%	48.6%
電気	169	12,075	17	2,454	11.2%	25.5%
管	108	13,019	15	6,733	16.1%	107.1%
測量・調査・設計	389	5,625	▲61	401	▲13.6%	7.7%
その他	192	13,602	▲18	▲9,611	▲8.6%	▲41.4%
合計	3,781	216,132	▲32	12,747	▲0.8%	6.3%

外国人の方を雇用する共済契約者の皆様へ (お願い)

外国人被共済者の方が退職金請求をされないまま帰国される事例が発生しております。

外国人被共済者の方が退職し、日本を出国されることが分かった場合は、速やかに退職金請求手続きをしていただきますよう、被共済者へのご案内をお願いいたします。

退職金受給の要件

退職金は、労働者(被共済者)が特定の企業をやめたときではなく、建設業で働かなくなったときに、共済手帳に貼り終わった共済証紙及び電子申請により掛金納付された日数の合計が12月(21日分を1ヶ月と換算)以上あった場合に、受け取ることができます。

外国人被共済者の出国(帰国)が決まった場合

退職金のお支払いまでには、必要な書類が全て揃っていて、建退共各都道府県支部で当該書類をお預かりしてから、おおよそ1か月くらいかかります。

出国(帰国)される前に被共済者の預貯金口座は解約されてしまうため、口座を解約する前に退職金を受け取っていただきますようお願いいたします。

外国人被共済者が退職するまでに

退職日までの就労日数に応じた共済証紙が共済手帳に貼付されているか、もしくは退職金ポイントが充当し終えているかを確認してください。

退職金請求書は、パソコンから様式をダウンロードすることができます。

〔 建退共TOPページ>各種申請書等>
退職金請求に関する様式>退職金請求書 まずはじめにお読みください 〕

退職金請求書のダウンロードができない場合は、最寄りの建退共各都道府県支部にご連絡していただき、お取り寄せください。

第178回 定年制度の変化と制度改正について

●相談内容●

当社は現在65歳定年制を敷いており、70歳まで、契約期間1年間、毎年更新で嘱託社員として継続雇用する制度を設けています。現在64歳で半年後には65歳になる従業員がありますが、ポストの問題もあり、当該従業員については再雇用しないと考えています。65歳の定年で自然退職とし、再雇用を拒否することについて、何か問題はあるでしょうか。

○回 答○



弁護士 小林裕彦
(岡山弁護士会所属)

昭和59年一橋大学法学部卒業後労働省（現厚生労働省）入省。平成元年司法試験合格。平成4年弁護士登録。会社顧問業務、企業法務、訴訟関係業務、行政関係業務、破産管財人、民事再生監督委員、地方自治体包括外部監査業務などを主に取り扱う。

60歳以上の雇用機会の確保義務

今年の4月から高年齢者雇用安定法（高年法）の一部改正が施行されました。改正の内容として、65歳までの雇用機会の確保が義務化されました。なお、65歳定年が義務付けられたというわけではなく、希望者全員の65歳までの継続雇用制度の導入がなされれば問題ありません。

令和3年4月からは、70歳までの雇用機会の確保についての努力義務も定められています。

以上のことから、現在、65歳までは雇用確保は必ずしなくてはならず、70歳までの雇用確保は会社の実情等を踏まえて制度設計していくこととなります。

なお、過去の改正の経緯を踏まえると、70歳までの雇用確保が法的義務になる可能性は高いと考えられます。

再雇用についての裁判例

定年後の再雇用の拒否については、従業員が定年を迎えるという事情から、容易に認められやすいように思われるかもしれません。

しかし、再雇用を希望したものの会社が拒否した事例において、解雇権濫用法理が類推適用され、再雇用拒否が無効であると判断された裁判例があります。

当該事例は、再雇用について就業規則に定められた要件を従業員が満たしているものであり、就業規則上、再雇用が認められる場合において、本人が再雇用を希望した場合には、原則として本採用を拒否することができないと考えてもらっても差し支えないように思われます。

そのため、相談の事例についても、役職を配転させるなどして、再雇用させるべきという判断がなされる可能性が高く、本人の申出がある場合は、再雇用の拒否をすることはできません。

今後想定される対応

高年齢者の雇用は、経験のある人材を確保するという意味では非常に意義があることです。一方、新規採用や、他の従業員含めた配置のバランスの問題もあると思われます。運転等、業務の内容によっては、年齢を重ねることでどうしてもできなくなってしまうようなものもあると思われます。

そのためには、現在の会社の業務状況に合わせた就業規則の再雇用規則を定めることが重要です。

再雇用の要件をどのように定めるか、再雇用の申出をどのように行うか、何歳まで雇用確保を行うか、会社によってまちまちと思われます。

法改正や会社の実情に即した規定案の作成の要望があればぜひご相談ください。

(建設業福祉共済団からのお知らせ)

建設共済保険 (法定外労災補償制度)

— 建設共済保険は労働者と企業のリスクをカバーします。 —

建設共済保険のよくあるご質問

(年間完成工事高契約の場合)

建設共済保険は、建設業に従事する労働者が業務・通勤災害により死亡したり、重度の身体障害を残した場合、または傷病の状態にある場合に国の労災保険の給付に上乗せして保険金を支払う制度です。

Q1：加入条件はありますか？

A：国土交通大臣または都道府県知事の建設業許可を取得している建設業者であれば加入いただけます。現在、全国で約 24,000 社に加入いただいています。

Q2：補償の対象となるのは誰ですか？

A：現場労働者の方です。元請、下請を問わず、無記名で補償されます。また、代表者（保険契約者）も補償されず（従業員 300 人以下の場合）。

※役員、事務職員等の方も追加加入いただけます。詳しくはお問い合わせください。

Q3：同一事故で多数被災した場合はどうなりますか？

A：同一事故で多数の方が被災した場合や、契約期間中に複数の事故が発生した場合でも、それぞれの被災者に対して保険金をお支払いします。

Q4：元請企業も下請企業も建設共済保険に加入していた場合はどうなりますか？

A：同一現場で元請企業も下請企業も加入していた場合、下請労働者が被災したときはそれぞれに保険金をお支払いします。（一定の限度額があります。）

Q9：経営事項審査において加点されるのですか？

A：申込手続き完了後、共済団から送付される「加入証明書」の写を経営事項審査の申請時に提出いただきますと、労働福祉の状況の中で 15 点加点評価されます。

Q5：企業の費用も補償されるのですか？

A：被災者への補償はもとより、災害発生時に企業が負担される諸費用（例えば、原因調査の費用および安全教育費用、訴訟関係費などの渉外費用、慰謝料、現場停止・指名停止期間の人件費等に充てる費用）も補償します。

Q6：どの程度の保険金区分に加入されていますか？

A：全国の加入者（約 24,000 社）の「55.1%」は 2,000 万円以上の保険金区分に加入されています。

（参考：上乗せされた金額の単純平均額は 2,710 万円 H25～R4 年度 共済団保険金支払い事案の単純平均額）

Q7：掛金が安いと聞きましたが？

A：建設業における自主的な共済保険で、営利事業ではなく低経費で運営しています。また、補償対象を、国の労災保険ではカバーできない慰謝料など追加補償を必要とするケースが多いと考えられる「死亡および障害 1～7 級と傷病 1～3 級」に絞ることで、安い掛金で高額の補償を行えるようになっています。

Q8：掛金は何に基づいて計算されますか？

A：掛金は直前 1 年間の完成工事高に基づいて計算を行います。

◆「建設共済保険」の他にも次のような事業を行っています。

[育英奨学事業]

被災者（死亡および障害・傷病 3 級以上）の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付します。

[労働安全衛生推進事業]

- 安全衛生用品の頒布
- 女性専用トイレ・更衣室導入費用の助成
- 安全衛生推進者表彰 等

公益財団法人 建設業福祉共済団

ご契約に関するお問い合わせ  0120-913-931

その他のお問い合わせ 03-3591-8451

URL:<https://www.kyousaidan.or.jp/> 建設共済保険



取扱機関

一般社団法人 岡山県建設業協会

Tel 086-225-4133

検索

低廉な掛け金で工事に起因するリスクを年間包括補償いたします！

建設業総合補償制度のご案内

◆◆ 毎月中途加入も可能です！！ ◆◆

補償制度の特徴

①会員専用の補償制度で保険料が割安

会員向けに開発した補償制度であり
団体のスケールメリットにより
個別加入と比較して低廉な保険料

割安

②年間包括契約方式で加入手続きが簡単

保険期間内の工事全てが補償の対象となり
保険の加入を忘れる心配がありません
(※保険期間の途中からでも加入できます)

簡単

③無料法律相談

補償制度加入者限定のサービスとして
建設業界専門の弁護士による
無料法律相談が受けられます

安心
サポート

④自社所有建機等もカバー

工事補償のオプションとして
自社所有の建機のカバーが可能！！

幅広い

事故に備えて賠償や工事復旧の資力を確保しておくことは、スムーズな事故解決、円滑な工事の遂行のために欠かせません。本補償制度によりリスクを管理しておけば、万が一事故や災害が起きた時でも、その影響を小さくすることができます。この機会にご加入をご検討ください。※詳細は「令和6年度版 建設業総合補償制度パンフレット」をご覧ください。



●お問い合わせ先 一般社団法人岡山県建設業協会
086-225-4133

この補償制度は「第三者賠償補償」、「工事補償（土木工事・建築工事・組立工事）」、「独自の見舞金制度」から成り立っています。一般社団法人岡山県建設業協会を保険契約者とする請負業者賠償責任保険、生産物賠償責任保険、施設所有（管理）者賠償責任保険、昇降機賠償責任保険の団体契約と、土木工事保険、建設工事保険、組立保険の団体契約、労災見舞金・災害見舞金の見舞金制度に基づくものです。

●保険部分のお問い合わせ先および引受保険会社
三井住友海上火災保険株式会社
岡山支店 岡山第一支社 岡山市北区幸町 8-22
086-225-0835

●制度幹事代理店
株式会社建設産業振興センター
東京都港区虎ノ門4-2-12
03-5408-1909

ゴールデンウィークの交通事故防止について

実施期間 令和7年4月26日(土)～5月6日(火)

ゴールデンウィークには、車でのお出かけや旅行を計画されている方も多いのではないのでしょうか。交通事故が起こると、楽しい計画が辛い後悔に変わってしまいます。次のことに注意して、安全運転を心がけ、交通事故防止に努めましょう。

1 無理のない計画を立てる

行楽シーズンは、道路が大変混雑します。行き先までの交通状況を事前に調べて無理のない、ゆとりのある計画を立てましょう。時間のゆとりは心のゆとり、心のゆとりは安全運転につながります。

2 運転に集中！！

行楽に向かう途中、同乗者との会話などで周囲への注意がおろそかになりがちです。油断は禁物、運転に集中して周囲をしっかりと確認し、ハンドル操作など、運転操作も確実にしましょう。また、運転中に疲れや眠気を感じたら、無理をせず休憩しましょう。

3 「ながら運転」の禁止

自転車を含め、運転中にスマートフォン等を手に持って通話や画像を注視する「ながら運転」は絶対にやめましょう。周囲への注意が散漫になり、他の車や歩行者の発見が遅れるなど、重大事故の原因となる危険な行為です。スマートフォン等は、安全な場所に停止してから使いましょう。

4 シートベルト・チャイルドシートは必ず着用！

シートベルトやチャイルドシートは、万一の際、あなたや家族を守る命綱です。車に乗ったら、全ての座席でシートベルト着用し、6歳未満の子どもを同乗させる際には、必ずチャイルドシートを使用しましょう。

5 飲酒運転の禁止

飲酒運転は「犯罪」です。お酒を飲んだら、たとえすぐ近くでも、絶対に車を運転してはいけません。アルコールは少しの量でも運転に悪影響を及ぼし、死亡事故などの重大事故につながります。周りの人も注意して、みんなの力で飲酒運転を根絶しましょう。

6 スピードの出し過ぎに注意

スピードの出し過ぎは、重大事故につながり大変危険です。速度をよく確認し、安全な速度で運転しましょう。

7 交通ルールの遵守

横断歩道は歩行者優先です。横断歩道で横断しようとしている人や横断している人がいるときは、止まって進路を譲りましょう。

合図は進路変更の3秒前、右左折時は30m手前です。合図をきちんと出し、自分の車の動きを周囲に知らせましょう。

赤はもちろん、黄色も「止まれ」です。無理に交差点等に進入すると事故を起こしたり、交通渋滞の原因にもなります。信号を守って通行しましょう。

8 自転車乗車時のヘルメット着用と交通ルールの遵守

自転車は「車両」です。自転車を利用するときには、運転者としての責任を自覚して交通ルールを守り、自転車乗車中の事故から命を守るため、ヘルメットを着用しましょう。

協会日誌

- 7.3. 3 全建 総務委員会（東京）
- 7.3. 5 第5回労務費の基準に関するワーキンググループ（東京）
- 7.3.11 全建 協議員会（東京）
- 7.3.11 建退共 評議員会（東京）
- 7.3.11 中国ブロック協議会 会長会議（東京）
- 7.3.12 (公財)建設業福祉共済団 都道府県建設業協会会長会（東京）
- 7.3.12 (一財)建設業振興基金 参与会（東京）
- 7.3.13 岡山県職業能力開発協会 理事会
- 7.3.19 全建 地域CCUS推進委員会（東京）
- 7.3.19 全建 全国専務・事務局長会議（東京）
- 7.3.25 表彰審査委員会
- 7.3.25 正副会長会
- 7.3.26 第6回労務費の基準に関するワーキンググループ（東京）
- 7.3.28 全建 表彰部会（WEB）

地産地消♪パン

とれたて おかやま いただきます!



進めよう!
地産地消
おかやま

発行 一般社団法人 岡山県建設業協会

TEL (086) 225 - 4131

FAX (086) 225 - 5388

〒700-0827 岡山市北区平和町5番10号

URL : <http://www.okakenkyo.jp>

E-mail : info@okakenkyo.jp